



音更町消費者被害防止 ネットワークニュース



2018年 春号

新年度始動！5月は消費者月間です

「消費者基本法（消費者保護基本法の前身）」が昭和43年5月に施行され、その施行10周年の昭和53年から5月30日を「消費者の日」、施行20周年となる昭和63年から5月を「消費者月間」と制定し、消費者・事業者・行政が一体となって消費者が主役となる社会の実現について考える事業を行っています。わたくしたち音更町消費者被害防止ネットワークも平成18年から「消費者月間 街頭啓発キャンペーン」を毎年実施しております。13回目となる今回は「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない～」の統一テーマのもと、「消費者の日」の5月30日（水）に実施を計画しています。みなさまのご協力をお願いいたします。



29年度の様子



消費者相談は音更町消費生活センター
(共栄コミセン内) TEL 32-3211

消費生活センターの
無料出前講座もご利用下さい

発行：音更町消費者被害防止ネットワーク（事務局：音更町消費者協会 TEL67-5541）
音更町老人クラブ連合会 音更町防犯協会 音更町民生児童委員協議会 音更町消費者協会